

解説委員会運営細則

(総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第36条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

(目 的)

第2条 解説委員会は、公益社団法人日本地すべり学会定款第3条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) 斜面災害発生時における学会本部での報道機関対応
- (2) 報道機関対応ノウハウや留意点の蓄積と対応指針の策定
- (3) 報道機関や一般市民などからの質問対応

(委員の選任)

第3条 委員長は、理事会が選定し会長が委嘱する。

2 副委員長および委員は、委員長が選定し、会長が委嘱する。

(委員会の構成及び職務)

第4条 委員会の構成は、委員長1名、副委員長若干名及び委員10名程度とする。

2 委員長は解説委員会を代表し、委員会活動を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときまたは欠けたときは、これを代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、毎年見直しを行うものとする。ただし、再任は妨げない。

(委員会の運営)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて召集・開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

(報道機関等への対応および理事会への報告)

第7条 解説委員会が対応する報道機関等の範囲は、テレビ等のニュース番組、科学番組、新聞および科学雑誌等の専門誌とする。

2 解説委員で細則第2条に示す業務が困難な場合は、委員長は、その目的が達成できる解説委員以外の本学会会員へ、その業務を依頼することができる。

3 委員は「(公社)日本地すべり学会 解説委員」の名刺を持ち、マスコミ対応時などの際、その名刺を使用できる。

4 委員会の委員長は、報道機関等への対応結果を理事会へ報告する。

A6

附則

この細則は、平成 30 年 11 月 22 日に新規制定したもので、理事会の議決のあった日（平成 30 年 11 月 22 日）から施行する。